○浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱

令和5年3月31日告示第53号

改正

令和5年5月12日告示第83号
令和6年3月29日告示第50号
令和7年4月1日告示第70号

浜田市若者支援ファンド事業補助金特例要綱

（目的）

第1条　この告示は、若者に対し、市内における生活、まちづくり、起業等に要する費用に係る補助金に、ふるさと応援基金を活用する若者支援ファンド事業により上乗せ補助することにより、市への定住を促進するとともに、若者が暮らしたいまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において「若者」とは、補助金の交付の申請をする日において39歳以下の者をいう。

（大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金に係る特例）

第3条　浜田市大学等高等教育機関と連携したまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成17年浜田市告示第1号）に基づく補助金については、同告示第3条に規定する団体を構成する者の5人以上が若者である場合は、同告示第5条ただし書中「5万円」とあるのは、「10万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（市民協働活性化支援事業補助金に係る特例）

第4条　浜田市市民協働活性化支援事業補助金交付要綱（平成18年浜田市告示第46号）に基づく補助金については、同告示第2条に規定する団体を構成する者の半数以上又は5人以上が若者である場合は、同告示第5条本文中「2分の1」とあるのは「4分の3」と、同条第1号中「20万円」とあるのは「40万円」と、同条第2号ア中「5万円」とあるのは「10万円」と、同号イ中「10万円」とあるのは「20万円」と、同号ウ中「30万円」とあるのは「60万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金に係る特例）

第5条　浜田市再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱（令和4年浜田市告示第66号）に基づく補助金については、同告示別表に規定する補助対象者（同表第1項から第4項まで及び第6項に係るものに限る。）が若者である場合は、同表第1項中「4万円」とあるのは「8万円」と、「16万円」とあるのは「32万円」と、同表第2項中「14万円」とあるのは「28万円」と、同表第3項中「20万円」とあるのは「40万円」と、同表第4項中「30万円」とあるのは「60万円」と、同表第6項中「18万円」とあるのは「36万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（起業等支援事業補助金に係る特例）

第6条　浜田市起業等支援事業補助金交付要綱（平成28年浜田市告示第17号）に基づく補助金については、同告示第6条ただし書中「女性又は若者である場合は、30万円」とあるのは、「女性である場合は30万円、若者である場合は50万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（商業支援事業補助金に係る特例）

第7条　浜田市商業支援事業補助金交付要綱（平成17年浜田市告示第52号）に基づく補助金については、同告示別表に規定する補助対象者（補助対象者が法人その他の団体の場合は、その代表者）が若者である場合は、同表中「200万円」とあるのは、「230万円」

と読み替えて同告示の規定を適用する。

（創業者支援資金補助金に係る特例）

第 8 条　浜田市創業者支援資金補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 54 号）に基づく補助金については、同告示第 2 条第 1 項に規定する補助対象者（補助対象者が法人その他の団体の場合は、その代表者）が若者である場合は、同告示第 3 条中「30 万円」とあるのは、「60 万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（住宅リフォーム助成事業補助金に係る特例）

第 9 条　浜田市住宅リフォーム助成事業補助金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 27 号）に基づく補助金については、同告示第３条に規定する補助対象者が若者である場合は、同告示第７条本文中「10 分の 1」とあるのは「100 分の 15」と、同条ただし書中「20 万円」とあるのは「40 万円」と読み替えて同告示の規定を適用する。

（交付申請書の特例）

第 10 条　この告示に基づき補助金の上乗せ補助を受けようとする者は、交付申請書に、補助対象者の年齢等第 3 条から前条までに規定するそれぞれの要件に該当することを確認することができる事項を明記しなければならない。

（その他）

第 11 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附　則（令和 5 年 5 月 12 日告示第 83 号）

この告示は、令和 5 年 5 月 12 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 6 年 3 月 29 日告示第 50 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 70 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。